

第748回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成18年6月16日(金)午後2時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長,
徳能福利課副参事, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長,
黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長,
岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後2時

6 第747回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第748回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成19年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明:教育長)

「平成19年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。

資料は, 1ページ及び2ページになる。

このほど, 県立中学校入学者選抜方針及び概要についてまとめたので, 御報告申し上げます。

はじめに, 1ページの「入学選抜者方針」についてであるが, これは昨年と変わりはない。

続いて, 2ページを御覧いただきたい。「入学者選抜の概要」についてであるが, 「[1] 募集」, 「[2] 出願の手続き」については変更がないが, これまで2回の適性検査を実施してきたことから, その経験を踏まえ, より積極的に多様な能力や適正等を見るために, 「[3] 適性検査」の「2 検査方法」について見直しを行った。

その内容であるが, これまでは, 「テーマ作文」, 「グループ活動」, 「集団面接」を実施してきたが, それを, 「テーマ作文」, 「総合問題」, 「集団面接」に変更した。「テーマ作文」については, これまで30分間の聞き取り問題と40分間の読み取り問題とがあり, 両方の問題で作文を書かせていたが, 一方の作文で受検生の適性を評価できると判断して, 読み取り問題のみとしたものである。次に, 「総合問題」は, より多様な能力や適性等を評価するために, 論理的な思考力や課題解決能力をみる検査を実施する。次に, 「集

団面接」であるが、これまで行っていた「グループ活動」と「集団面接」を集約したものである。午前中に「テーマ作文」、「総合問題」を実施し、それが終わり次第「集団面接」を引き続き実施することによって、受検生の能力や適性をより多面的かつ総合的に評価して選抜することが可能になるものと考えている。従って、「(2) 検査問題作成の方針」は、ア、イ、ウのとおり変更した。

「[5] 選抜に関する日程」については、1月の教育委員会で報告しているところであるが、適性検査日が昨年度の日程より1日だけ早くなることから所要の修正を加えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし) 〃

9 専決処分報告

(1) 平成19年度使用教科用図書採択基準等について

(説明：教育長)

「平成19年度使用教科用図書採択基準等について」の専決処分について御説明申し上げます。

資料については、1ページから3ページまでとなる。また、別冊の資料が1部添付してある。

本年度は、平成19年度に盲・聾・養護学校の小・中学部及び小・中学校の特殊学級で使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書の採択の年である。

採択に当たり、先般4月28日に県教科用図書選定審議会に対し諮問したところである。この諮問に対する審議の結果として、資料2ページのとおり審議会委員長から6月1日に答申を受けた。資料3ページを御覧いただきたい。「平成19年度使用教科用図書採択基準」は、平成19年度に盲・聾・養護学校の小・中学部及び小・中学校の特殊学級で使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。また、別冊資料の「平成19年度使用教科用図書選定資料」は、具体的に教科用図書を選定する際に参考とするための資料で、それぞれの図書の特徴等についてまとめたものである。

この答申を参考に6月5日に採択基準等を決定し、教科用図書採択基準及び別冊の選定資料を、市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立盲・聾・養護学校及び国立大学法人の各学校に対し6月6日付けで通知するとともに、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行ったところである。

なお、報告の資料については、教科書採択事務の透明度を上げ、より開かれた採択とするため、県政情報センターでの公表資料となるので、併せて御承知願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし) 〃

委員長 (委員全員に諮って) 了承。

(2) 教育功績者表彰について

10 議 事

第1号議案 宮城県教育委員会委員の辞職の同意について

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

第4号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

第5号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

委員長 〃 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)及び第1号議案から第5号議案について

は、表彰及び人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第6号議案 第309回宮城県議会議案に対する意見について

（説明：教育長）

「第309回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、14ページから16ページまでとなる。

資料の16ページをお開き願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成18年6月15日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

次に予算外議案の概要についてであるが、15ページを御覧願いたい。議題133号、134号議案は、予定価格5億円以上の工事であるため、地方自治法第96条の規定に基づき、請負契約の締結について議会の承認を求めようとするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質疑なし）

委員長（委員全員に諮って）可決。

11 課長報告等

（1）田尻高等学校を改編して設置する高等学校の校名案募集について

（説明：高校教育課長）

「田尻高等学校を改編して設置する高等学校の校名案募集について」御説明申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

本県では、平成13年3月に策定・公表した「県立高校将来構想」に基づき、高校生徒数の減少期における魅力と活力ある高校づくりを目指し、本県の高校教育が抱える諸課題を見据えながら、高校の再編統合・改編・男女共学化を推進してきている。その方針に基づいて、生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりのために、平成20年度に田尻高校を改編して昼夜間開講型単位制高校を北部地区に設置することとした。これに伴い、新しい学校に生まれ変わる田尻高等学校の校名を変更することとなったので、生まれ変わった高校が将来にわたり地元をはじめとして広く県民の方々から親しまれ、愛される学校となるように新しい学校名を広く募集しようとするものである。

「1 校名案募集の方法」について御説明申し上げます。募集期間については、7月いっぱい募集期間とし、応募方法については、所定の応募用紙または官製はがきによるほか、電子メール、ファクシミリでも可能としている。応募先については、応募方法により異なるが、配布資料に記載のとおりである。また、応募規定であるが、1の（3）に記載のとおり、地域性を示す語句を用いるなどの条件を掲げさせていただいている。

資料の2ページを御覧願いたい。「2 校名の決定について」及び「3 スケジュール（予定）」である。まず、校名の決定であるが、応募のあった校名に関するアイデアについては、同窓会などの学校関係者や所在地市町村の関係者で構成する校名選考会議を開催して検討を行い、その結果を踏まえ、県教育委員会で校名案を決定し、最終的には県議会への付議、県立学校条例の改正により正式に決定する予定となっている。

スケジュールについては、資料のとおりであるが、7月いっぱい新校名案のアイデアを募集し、9月から10月にかけて地元での校名選考会議を予定している。その結果を踏まえて12月から翌1月に県

教育委員会で校名案原案の決定を行い、2月中旬頃を目途に仮称名を公表する予定としている。

(質 疑)

櫻井委員 二つあるが、一つは田尻高校という今の名前がまた決まるという可能性もあるかどうか、つまり変えないという選択肢があるかどうかということが一つと、それから二つ目はちょっと先の話であるが、来年以降県立高校の将来構想で二高を始めとしてどんどん校名の問題が出てくると思うが、ここに挙げられた応募規定を見ると、この「番号等序列を表す語句は用いないこと」と書いてあるが、まず田尻高校も変えないという選択肢がもしあるのであれば将来一、二、三と名前が付いている女子とか男子の高校も変えないという選択肢が将来的に出てくるのかどうか、それからもし変えたとすれば、やはり今の付いている名前に番号が入っているものはそれだけでも新しいものを決めるとすれば全部除外されるのかどうか、それを教えてほしい。

高校教育課長 一番目であるが、変えないという選択肢もあるとは思う。ただ現実的には全日制高校であるので、19年度入学生までは田尻高校に入りそして田尻高校で卒業する。20年度から今度定時制になってまた同じ校名となると実際のところはその辺の区分が非常に難しくなるのかなあというふうに考える。その意味では変わる可能性が高いかと思う。それから二点目である。応募規定として四点掲げさせていただいているが、これは必ずこうでなければならないというものではなくて、なるべくこのようにあっていただきたいという、言うなれば原則的な応募規定だというふうに考えている。

櫻井委員 そうすると、さっきの質問の続きであるが、来年から仙台市内の学校も男女共学になるが、必ずしも全部変わるとは限らないと、名前についてはどのようにお考えか。

高校教育課長 現在仙台市内にある学校については、一、二、三と男子校、女子校とも数字が付いている訳であるが、必ずしも学校が校名変更をこれを機会に求めるということであれば別であるが、必ずしも校名変更が必要だというふうなものではないというふうに考えている。

櫻井委員 必ずしも変えなくてもいいということか。

高校教育課長 おっしゃるとおりである。

委員長 基本的には、名前については学校の関係者、同窓会の方々にお任せするということが。

牛尾委員 今、櫻井先生がおっしゃったように来年以降のナンバースクールの校名の問題を考えるとしたら、この中に例えば性、女子校とか男子校というのは応募規定の中にそうした表現に関してはまずいんじゃないかというのを一つ入れておいたほうが良いのではないかというのがちょっと気になる。たぶんないとは思いますが、一女、二女というのはあった。書いた方がいいのか書かない方がいいのかはあるが。

高校教育課長 牛尾委員からあった御意見を参考に検討させていただきたいと思う。

委員長 こういうのはいつもどうやって広く周知しているのか。

高校教育課長 地域の校名選考委員会で原案を決定した後、教育委員会で原案を作り、そして県立学校条例で最終的に決定するという形を取っているが、その後は中学校に対する例えば学校パンフレットの作成だとか、それから様々なホームページの作成だとか、あるいは県の方としても色々な形で周知を図っているところである。

(2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明：施設整備課長)

「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」御説明する。

文部科学省による平成18年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果が、平成18年6月2日に発表されている。その概要について御報告する。

これについては文部科学省が発表し6月2日付けの朝刊各紙に掲載するという形を取っている。お手元の1ページ目の資料を御覧願いたい。まず今回の資料の特徴であるが、別途後で御説明していくが建築物の耐震改修の促進に関する法律というものがあり、これが昨年改正され、本年1月26日から国や地方公共団体については、学校などの公共施設についての耐震診断を速やかに実施しなさいということと、併せて耐震性に係るリストを作成し、また公表するという事になっている。従って、今年から各市町村毎に耐震診断の実施状況及び耐震化率の実施状況について公表するという事になっており、これが今回の新しく変わった点である。それで1ページ目については全国的なことであるが、調査結果の概要とあるが、耐震診断実施率、耐震化率ともに前年より伸びているが、例えば小中学校であれば耐震診断実施率であるがこれが昨年が56.3%に対して今年が67.9%ということで昨年に比べて11.6%の増ということで、高校も2桁台の伸びということで軒並み伸びてはいるが、全国的にも地域間格差があるということで文部科学省の方では分析している。

2ページ目に入るが、全国の小中学校の耐震診断及び耐震化率の関係であるが、まず耐震診断率というのはどういうふうに導き出すかということであるが、表の上に区分があるが都道府県名から始まり全棟数とずっと項目があり、その中に耐震診断実施率という項目があると思うが、その隣に耐震診断実施済棟数という項目がある。学校に何棟か棟があるとすればその実施した棟数を、56年度以前、要するに建築基準法が宮城県沖地震を機に耐震診断が強化されているが、それ以前のもので診断されているかどうかということでの評価であり、それが高いかどうかということで耐震化が進められているかどうかで判断している。その次に先ほどお話した耐震化率については、この上の表の左から4番目に耐震化率という項目があるかと思うが、導き方としては、いままでやった部分のE+J、ここの区分の表現の欄の部分の全棟数に対する割合を耐震補強なりしているかどうかということで全体の棟に対する耐震補強の状況を表したものが耐震化率ということで表現されている。それで小中学校の宮城県の分であるが、左側の欄、上から北海道と始まる訳であるが、宮城県は耐震診断の実施率が85.8%ということで全国で12位となっている。耐震化率、要するに補強工事等を行っているかどうかについてであるが、これは74.7%ということで全国4位という高い数字を示している。ちなみに耐震診断の実施率の高いところは22番の静岡県、97.4%ということで静岡県が1位となっている。耐震化率の全国で一番高いところは14番目の神奈川県、84.9%という形で、東海沖地震等を控えているところについてはそれなりの強化をやっていると言えるかと思う。

次に3ページ目をお開き願いたい。これは高等学校の都道府県別の調査結果であるが、4番目に宮城県があるが、宮城県については耐震診断実施率は全国22位で、耐震化率は全国9位という形になっている。

次に4ページの特殊教育諸学校の全国と宮城県の比較であるが、特殊教育諸学校、盲・ろう・養護学校の都道府県別の調査結果であるが、耐震診断については宮城県の場合は全て終えており、耐震診断率は100%ということになっている。右から4番目の耐震化率については99.0%となっているが、このうち県立分については100%という形になっている。ちなみに特殊養護学校については、県以外に仙台市が1校持っているのですが、それについてはまた後で御説明したいと思う。

次に5ページの幼稚園の分を御覧願いたい。この表は幼稚園の全国都道府県別の調査結果であるが、宮城県の耐震診断実施率については全国16位の34.8%、耐震化率については全国6位の77.6%と

いう形になっている。

宮城県内の市町村の状況についてはどうかということであるが、6ページをお開き願いたい。これは県内の市町村別の公立学校の耐震状況の調査結果であるが、この市町村別のデータについては今回の文部科学省の記者発表で初めて公表されたものである。6ページの内容を見ると市町村別の小中学校施設の耐震診断の実施状況については、1番の仙台市であるが、真ん中あたりに耐震診断実施率があると思うが100%ということで、仙台市とか5番の白石市、9番の岩沼市、10番の登米市ということで、合わせて100%になっているところが県内36市町村のうち16市町村ということで全体の大体4割強が既に耐震診断を終えているという状況にある。しかしながら、4番の気仙沼市の13.3%、7番の角田市の22.7%、蔵王町の25.0%など耐震診断の進んでいない市町村もあるということで、全国的にもそうであるが宮城県においても2極化という形での傾向が鮮明となってきた。

次に7ページを御覧願いたい。一番上の表であるが、県立、市立分の高等学校の耐震改修の状況であるが、高校の場合であると仙台市が6校、石巻市が2校、宮城県が77校あるが、それぞれの耐震診断の実施率については、仙台市が100%、石巻市が92.9%、宮城県が73.9%となっている。それで、今後の統廃合等の計画を踏まえて実際に統廃合をすると廃校になるところもあるので、それらの状況等を勘案すると、今年度末では耐震診断が必要な建物については、右から5番目であるが全ての建物が終了するという形で高校の分については計画の実行がなされるということが言えると思う。

なお、耐震化率については、仙台市が78.9%、石巻市が30.0%、宮城県が76.2%ということで、石巻市が耐震化の進み具合が鈍いのかなあとということで考えている。県立高校の耐震化については現在76.2%であるが、今後とも計画的に進めることにしており、財政状況にもよるが、現段階の計画では平成20年度までに全ての建物の耐震化を終えたいということで考えている。

次にその下の県立・市立特殊教育諸学校の施設の耐震状況であるが、耐震診断については、宮城県、仙台市とも終了している。耐震診断が必要な建物については、仙台市立鶴ヶ谷養護学校の屋内運動場1棟があるが、仙台市から聞いたところによると平成20年度に耐震工事を行うということである。

なお、下の幼稚園については、説明を省略させていただく。

それで総括的なことであるが、県の教育委員会としては、児童生徒の安全確保の観点はもとより、今後の地震発生等の危機対策の観点から、学校施設が地域の防災拠点機能としても役割を果たしていることから小中学校等施設の耐震性向上は大変重要なことだというふうに考えており、早期に各市町村においても耐震診断を実施し、それを受けての耐震補強工事が計画的に進められるように、これまでも平成15年の10月から県としては緊急経済産業再生戦略プランの一環として県単独の補助制度を実施し、耐震診断の速やかな誘導策をとっているところであり、17年度末までに延べで72市町村、学校数203校、棟数で393棟の耐震診断を行っているところである。これは耐震診断をする前の15年の耐震診断の実施率40.6%に比べこの3カ年でやった単独補助を受けての効果を見ると85.8%ということで単独補助制度を入れたことにより40%以上の診断率のアップを見ている。本県においては耐震診断の実施率、耐震化率とも全国的に上位であるが、今後とも遅れている市町村の取り組みについては、どのように対応するか改めて検討しているところであるのでよろしく願いたい。

(質疑なし) ;

(3) 宮城県地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)の委嘱について

(説明: スポーツ健康課長)

「宮城県地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)の委嘱について」御説明申し上げる。

3ページの資料をお開き願いたい。事業の目的であるが、御承知のように平成13年の大阪教育大学附

属池田小学校，ここで児童が殺傷されたという事件以来，学校内，登下校時に児童生徒が事件や事故に巻き込まれるといったケースが多発しており，これが大変大きな問題となっている。このことへの対応として，子どもたちが安心して教育を受けられるように，家庭や地域住民の方々，そして関係団体と連携を図りながら地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備しようとするものであり，平成17年度から文部科学省の委嘱事業として「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」という事業名で実施している。

このスクールガードリーダーであるが，防犯の専門家である警察官OB等の方々を地域学校安全指導員として宮城県教育委員会が委嘱し，主として小学校を中心に巡回指導をしていただくとともに，それだけではなく，学校安全体制への助言とか評価をしていただく，それから地域で活動している学校安全ボランティア通称スクールガードと言うが，そのの方々に対する指導・助言等，こういったものを行う訳であり，これらのことにより学校及び地域における効果的・継続的な安全体制が整備されることを目指すものである。

内容であるが，今年度は警友会及び市町村教育委員会から推薦のあった46名の方々に5月16日に委嘱状を交付し，それ以降各市町村毎に活動を既に開始しているところである。この時点で見つからなかった地域があったが，その後推薦が進み6月9日現在48名の方が委嘱されている状況である。48名のうち警察官OBの方が25名，その他の23名の方については，消防団員，行政区長，防犯指導隊員，民生委員，小中学校校長OBの方など青少年健全育成やその地域の役職等を経験されているの方々である。

配置の人数についてであるが，そもそも仙台市は独自に対応しているので，仙台市を除く各市町村に1名を配置することを原則とし，小学校数が多い市町には複数の派遣をしているところである。県内全体で50名の委嘱を予定しているが，現時点で適任者が見つからない市町が2地区ある。これらの地区については，現在も市町村教育委員会に選定をお願いしているので，今後見つかり次第追加の委嘱をすることとしている。

その他の内容と次のページの資料，こちら名簿であるが，資料があるので御覧いただきたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 希望を言えば一つの学校，区域内に一人とか二人とかいてほしいなあという気持ちがあるが，これだけ見つけるのもとても大変な様子をお話しされていたが，何が見つけにくいのか。気持ちがある人が少ないのか，それとも多少ボランティアと言っても賃金の面で問題なのか，そして高齢の方が結構多いように感じるが，60で退職された方が60代でいっぱいいらっしゃるようには私は日々仕事柄皆さんとお会いして思うが，なぜこんなに見つけるのが難しいのか。

スポーツ健康課長 種々理由はあるかと思うが，賃金の面でいくと週当たり1万2千円(週2回で6千円×2で1万2千円)であるので，1か月で4万8千円とそういったこともあるので，いわゆる現役の方がこれだけを仕事をするということは勿論できないということがある。従って，ある程度御高齢の退職された方という形にならざるを得ないという部分が一つある。そういった賃金の面があるということと，あとはこういう仕事をされている方は結構ボランティアでやってらっしゃる方，かつて警備会社に勤めた方，警察官の方もいらっしゃるが，スクールガードリーダーのリーダーの部分に反応される方が多い。毎日のように新聞で色々なボランティア組織が作られたというのが出ているが，5校なり10校なりの小学校を統括して，まとめ役になれるという方がそう沢山いらっしゃらないというふうな面があるようである。私が聞いているのは大体そんなところである。

牛尾委員 リストを拝見させていただくと地域によって体温にかなりの差がある。例えば大崎，

栗原，登米，石巻という熱心な地域とあんまり関心をもっていない地域とかなり差があるが，この差というのは何か。例えば石巻はキーマンの方，世話好きの方がいらして，そして沢山，観光協会の会長さんはじめ色々な方がやってくださっているということか。

スポーツ健康課長 その辺は事情を把握していないが，ただ先ほどもお話し上げたが学校数が多い所には複数配置ということである。そういった人口割，学校数割でいくとそういった大きな市には沢山配置されているのは当然のことかと思う。小さい所は残念ながら一人といった所も出てくるということであり，必ずしも意欲があるとか取り組みが熱心だということとは直接には関係がないのかなあと思う。

牛尾委員 白石は一人だし角田も一人である。

スポーツ健康課長 実は白石については七ヶ宿町と組みで二人と予定していたが，七ヶ宿がなかなか見つからなくてやむを得ず現在のところ白石一人という状況になっている特殊事情がある。

委員長 予算はどっちから出るのか。

スポーツ健康課長 これは国の委嘱事業で10分の10である。

委員長 もっと増やせるのか。

スポーツ健康課長 国の方は10校当たり一人という基準で措置がきているが，なかなかそれは都市部ではあり得るが，そうでないところでは回る地域も沢山になるのでやはり数校に一人ということで計算をしたらこの位になったということであり，全国的に本当にこれだけ予算が全部来るのか心配しているところであるが，何とか要望したいと思うし，これは文科省としても力を入れているのでがんばって予算を取ってくれると思っている。

山田委員 先ほど牛尾委員もおっしゃったとおり地域差がかなりあるようであるが，スクールガード自体も地域によって普及率に温度差があるのかどうか教えてほしい。

スポーツ健康課長 差はあるかとは思いますが個々具体的に把握はしていない。

鈴木委員 地域によっては学校でパトロール中ということで車に張って動いているそういう学校もあると聞くと聞くと，市町村教育委員会によっては学校独自とか市町村独自でスクールガード的な制度というのを設けて自主的にやっているようなところもかなりあると聞くと聞くと，早速今度の秋田の事件とかはそういうことで動いていると思うが，そういうやっている市町村とか，学校，PTAの方々へ県教委としても何か支援をしたら良いと私は常に思っているが，その辺はやはり予算の関係などからして全然出来ない状態に今あるのかどうか教えてほしい。

スポーツ健康課長 支援ということであるが，現在やっているスクールガード・リーダーを活用したという場合にはスクールガード・リーダーの方の活動だけではなくて，年2回連絡協議会を開くので，地域単位で開いて色々な市町村教育委員会の取り組みなど，それに対する対応なども紹介いただいて，そういった情報を共有したりいいものを発信するというような形で予算もあまり取らない範囲内でやれることはやっていきたいと考えたところである。

櫻井委員 これは男性と決まった仕事なのか。

スポーツ健康課長 特にそういった限定はない。

櫻井委員 将来は女性のリーダーも出てくるのか。

スポーツ健康課長 そうである。色々な指導助言という仕事もかなり大きなものであるのです是非女性の方にも出てきていただければと思っている。

櫻井委員 男性よりも女性の方が元気で長生きする。女性をいっぱい入れた方がいいと思う。

スポーツ健康課長 : リーダーではなくてボランティアの方では随分やってらっしゃる方がいる。
櫻井委員 : リーダーも女性でいいと思う。

11 次期教育委員会の日程について

平成18年7月19日(水)午後2時から

12 閉会 午後3時37分

平成18年7月19日

署名委員

署名委員